

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者の自立支援に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、障がい者の自立支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県伊達市長

## 公表日

令和7年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者の自立支援に関する事務
②事務の概要	<p>障がい者の自立支援に関する事務とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)その他関係法令に基づき行う自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務をいう。</p> <p>伊達市は、障がい者の自立支援に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。</p> <p>(1)介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給に関する事務            (2)特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給に関する事務            (3)地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給に関する事務            (4)計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関する事務            (5)療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給に関する事務            (6)補装具費の支給に関する事務            (7)高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する事務            (8)他の法令による給付との調整            (9)自立支援医療費に関する事務            (10)医療受給者証に関する事務            (11)障害支援区分の認定に関する事務            (12)地域生活支援事業に関する事務</p>
③システムの名称	障がい者福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、145、155の項</p> <p>【情報照会の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表144、145、146の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1274  【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている</li> <li>・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。</li> <li>・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。</li> <li>・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。</li> </ul>	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検                    [    ] 内部監査                    [    ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [    ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[    ]</div> <div style="text-align: left;">           [ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]         </div> <div style="text-align: left;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: left;">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</div> <div style="text-align: left;">6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</div> <div style="text-align: left;">9) 従業者に対する教育・啓発</div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div>
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担	社会福祉課長 菅野 智恵子	社会福祉課長 桑島 照之	事後	
平成29年8月1日	II 1. 「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2. 「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 1. 「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 2. 「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	I 1. ③「システムの名称」	障がい者福祉システム	障がい者福祉システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和1年6月26日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一の84の項	番号法第9条第1項別表第一の84の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務章 令で定める事務を定める命令 第60条	事後	
令和1年6月26日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 情報照会の根拠 別表第二の108、109、110の 項 情報提供の根拠 別表第二の15、16、26、27、 56の2、57、87、109、116の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第 8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第55,55の 2,55の3条	事後	
令和1年6月26日	I 8. 連絡先	伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1274	【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1274	事後	
令和1年6月26日	II 1. 「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II 2. 「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり	事後	
令和2年8月7日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和2年8月7日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	I 4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第 8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第55,55の 2,55の3条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第55,55の 2,55の3条	事後	
令和4年3月10日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年3月10日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1274 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関 して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1111	【障がい者福祉システムに関して】 伊達市役所健康福祉部社会福祉課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1274 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関 して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟 橋180番地 電話番号 024-575-1159	事後	
令和5年3月10日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和5年3月10日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和6年3月1日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	I 3. 「個人番号の利用」	番号法第9条第1項別表第一の84の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主務 章令で定める事務を定める命令 第60条	番号法 第9条第1項別表117の項	事後	
令和7年3月1日	I 4. 「情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携②法令 上の根拠」	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 8,11,16,20,26,56の2,53,57,87,108,109,116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第 7,10,12,14,19,27,30,31,44,55,55の2,59の2条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の第 108,109,110の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で 定める事務及び情報を定める命令 第55,55の 2,55の3条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、 145,155の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表144、145,146の項	事後	
令和7年3月1日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	